

『資本論』から見た現代日本の労働時間

森岡孝二（関西大学・名）

はじめに

この報告では『資本論』第1巻第8章「労働時間」から見た、現代日本の労働時間と労働社会の特徴について考察する。『資本論』の労働時間論については、すでに『季刊 経済理論』第53巻第4号(2017年1月)の特集「『資本論』刊行150年と現代」に寄稿した拙稿「『資本論』と現代の労働——いまマルクスの労働時間論をどう読むか」で詳述した。したがって、この報告は、前出の拙稿の要旨を踏まえて、労働基準法や労働運動との関連で日本の労働時間制度の考察に分け入る。最後に労働時間の理論的・実践的位置づけをめぐる日本のマルクス経済学の克服すべき課題についても言及する。

なお、前出の拙稿でも述べたが、マルクスは『資本論』において、a working day（1労働日＝1日の労働時間）という用語を英語から採り入れ、ドイツ語でもDer Arbeitstagと表記した。それを受けて、邦訳は、第1巻第8章の表題を「労働日」としている。マルクスが強調しているように、労働時間は1日を単位としており、24時間の自然日に制約される。それを重視すれば、「労働日」という直訳的な訳語を用いるのは間違いとは言えない。それにもかかわらず、日本語の日常語では、労働日は、「労働する日」あるいは「労働日数」を意味する。そのために、この訳語は、マルクスの用いた意味では日本語になじめないうまくなく、むしろマルクスの労働時間論の普及の妨げとなってきた。そういう事情を考慮して、本稿では「労働日」というこなれない訳語に変えて、「労働時間」あるいは「1日の労働時間」という普通の日本語を用いる。

1. 『資本論』を想起させる日本の労働時間

1) 『資本論』の労働時間

2017年7月23日付け朝日新聞のコラム「天声人語」は『資本論』150年に言及して次のように述べている。

「挑戦する人は多いが、なかなか通読できない本がある。代表例が、今年で出版150年となる『資本論』だろう。著者のマルクスは生前、難解だと苦情を聞かされると「労働日」の章を読んでくれと言っていたそうだ。英国にはびこる長時間労働を扱っている。「わたしたちも普通の人間です。超人ではありません。労働時間が長くなるとある時点で働けなくなるのです……頭は考えるのをやめ、目は見るのをやめるのです」(中山元(げん)訳)。事故を起こしたとして裁判にかけられた鉄道労働者の言葉だという。読んでいくと、本当に19世紀の記述なのかという気がしてくる。食事の時間を削られ、働かされる人たちがいる。納期に追われ過労死した若者がいる。現代の日本は、またも過労の犠牲を生んでしまったか。新国立競技場の建設工事にあたっていた20代の建設会社員が失踪し、自ら命を絶った。失踪前の1カ月間は211時間の時間外労働をこなしていたという。人間よりも工期が優先なのか、違法状態がまかり通っている。残業時間を規制するため法改正の動きは

あるが、どうも様子がおかしい。「残業代ゼロ」法案を通そうという流れが同時にあり、将来、規制の抜け道に使われるのではと危惧される。対応をめぐる連合内部で意見が割れ、労働界は大揺れである。労働者が死と隷従に追いやられるのを防ぐ。そのための強力な法律を——。マルクスはそんな訴えで章を終えている。悔しいことに、少しも古びてはいない」（「朝日新聞」2017年7月23日）。

ここにいう鉄道労働者の話は、第8章第3節「搾取の法的制限のないイギリスの諸産業部門」の終わり近くに出てくる。そこは数百人の乗客をあのに輸送した鉄道事故の裁判の場面で、車掌と機関手と信号手の3人の法廷で陳述をしている。彼らの労働時間は10年から12年ほど前までは1日8時間であったが、最近の5、6年のあいだに14時間、18時間、さらには20時間に引き延ばされた。行楽シーズンには中断なく40～50時間続くこともあった。そうすると「ある時点で働けなくなる……頭は考えるのをやめ、目は見るのをやめる」(s.268,以下『資本論』のページ数はWerke版)この記事に関連した注では、別の鉄道事故の火夫の例が参照されている。彼は水曜15時間、木曜15時間30分、金曜14時間半、土曜14時間10分、1週合計88時間30分働いた。所定は13時間時間であったからか、彼が手にしたのは実働より10時間30分短い78時間(13時間×6日)の賃銀であった。

この節では、工場法が適用されていない製陶業、マッチ製造業、壁紙工業、製パン業などの産業部門における長時間過重労働の実態が明らかにされている。凄まじいのは『児童労働調査委員会報告書』が暴いている子どもの働かせ方である。陶器製造業で働く9歳の子どもは、7歳からこの仕事に就き、朝6時から夜9時ごろまで15時間労働している。マッチ製造業では、労働者の半数は13歳未満の子どもと18歳未満の年少者で、なかには6歳の子どももいた。労働時間は1日12時間か14時間～15時間に及んだ。壁紙工場では7歳の子どもが16時間労働、152人の子どもと大人が週平均78時間半働いていた、週84時間のこともあった。これらの無保護な産業では、子どもにも過労や睡眠不足や栄養失調や不衛生による病気や発育不全が見られ、大人のあいだでは早死にや身長と体重の著しい減少が多かった。

先に引用した「天声人語」にいう「納期に追われ過労死した若者」が登場するのもこの第3節である。この若者——20歳の女性——の事件は『資本論』ではっきりと「過労死」として語られたケースとしてよく知られている。マルクスによれば、1863年6月、ロンドンのすべての日刊紙は、高級婦人服仕立女工メアリー・アン・ウォークリー(20歳)の不幸を、「純然たる働きすぎによる死亡」(“Death from Simple Overwork”)、つまり過労死としてセンセーショナルに報道した。女工たちは1日平均16時間半働いた。社交季節には30時間休みなしに働くこともあった。「労働力」が萎えると、シェリー酒、ポートワイン、コーヒーで元気づけをされた。そういうなかで、メアリーは、社交季節のピークに、イギリス皇太子妃の祝賀舞踏会用のドレスの納期に追われて、26時間半も休みなしに働かされたあげくに倒れた。60人の女工たちは必要な空気の3分の1もない一室に30人ずつ詰め込まれ、夜は一つの寝室をいくつかの板壁で仕切った息詰まる部屋で、一つのベッドに二人が寝かされた(s.269)。

現代日本の歴史的現実から見れば、『資本論』の「労働時間」章のキーワードの一つは「働きすぎによる死」、つまり「過労死」であるということが出来る。メアリーの例にかぎらず、

「労働時間」章には、『工場監督官報告書』や『児童労働調査委員会報告』などで用いられている過重労働 (overwork)、致死労働 (working to death)、不払労働 (unpaid labour)、過労疾病 (ill-health from overwork)、早すぎる老化や死亡 (premature old age and death) など、過労死に関連する言葉があちこちに出てくる。先回りをしていえば、前出の death from simple overwork は、1980 年代末に日本から発信された karoshi の先行用例と解することもできる。なお、2002 年に Oxford English Dictionary のオンライン版に収録された karoshi は、“death brought on by overwork or job-related exhaustion” (過労あるいは仕事による極度の疲労がもたらす死亡) とされており、今では一般の電子辞書の英語辞典にも載っている。

2) 戦前の日本の労働時間

日本資本主義の長時間労働の歴史は明治期に遡る。1903 (明治 36) 年に出た農商務省の工場調査報告書『職工事情』(岩波文庫、上中下) によると、大阪を中心に発展した綿糸紡績工場では昼夜交替制が行われていた。労働時間は、昼業は午前 6 時始業・午後 6 時終業、夜業は午後 6 時始業・翌日午前 6 時終業で、寄宿舎でも一つの布団を二人の女工が昼夜交替で利用した。この場合、労働時間は公式には、30 分の休憩を除くと、11 時間半であるが、通例は 2、3 時間の居残りをさせられたので、実働は 14~15 時間であった。そればかりか操業上必要な人員を欠く場合は、しばしば通し勤務で 24 時間の立作業に従事させられることがあり、稀には 36 時間労働に及ぶことさえあった。

諏訪地方の製糸工場においても、労働時間は 1 日 12 時間を超え、ときには 13~14 時間に及んだ。昼夜交替制でないために徹夜業はなかったが、休憩時間や食事時間が極端に削られた。「食事時間は五分を過ぐべからず」という規則のあった工場もあった。また女工を食堂に集めて食事をとらせると時間を無駄に使う恐れがあるという理由で、握り飯をつくらせて、それを各女工の受け持っている繰釜 (くりがま) の側に配り、各女工は握り飯を頬張りながら作業をする工場もあった。

『職工事情』の工場調査は、過酷な長時間労働から労働者を保護するために工場法の制定が日程に上り、そのために必要な基礎資料を集めること目的であった。1911 (明治 44) 年にいたって、きわめて不十分ながら女性と 15 歳未満の年少者の労働時間を 1 日 12 時間に規制し、12 歳未満の年少者の就労を禁止する工場法が制定され、1916 (大正 5) 年に施行された。23 年の改正で、年少者が 1 歳引き上げられて 16 歳未満とされ、1 日 12 時間が 11 時間に短縮された。年少者と女性の深夜業が禁止されたのは 1929 (昭和 4) 年であった。しかし、これらの法的措置はあまりにも貧弱な規制であったうえ、実効性に欠けるところが多かった。

1919 年、第一次大戦の戦後処理のためのベルサイユ条約に基づいて、国際連盟の一機構として ILO (国際労働機関) が設立された。同年の第 1 回総会で採択された条約が 8 時間労働 (工業・工場 1 日 8 時間、週 48 時間) を定めた第 1 号条約である。ヨーロッパ諸国は、反対する日本を説き伏せるために、日本について、満 16 歳未満の年少者と坑内労働者だけを週 48 時間までとし、それ以外は週 57 時間、生糸工場のみは 60 時間までとする特例措置を認めるところまで譲歩した。しかし、日本は 4 人の代表のうち、労働者代表は原則的に 8

時間労働制を導入することを強く主張したものの、政府代表 2 人と使用者代表が反対し、結局、批准に加わらなかった。

そういう事情もあって、工場法が制定されたといっても長時間労働の規制にはほど遠かった。工場法の改正後の 1925 年に出た細井和喜蔵『女工哀史』によれば、「およそ紡績工場くらい長時間労働を強いる処はない」(同書、上、128 ページ)。細井はこれを批判して「一年三百有餘日残業するところがはたして欧米にあるだろうか?」と問い、それを「強制的残業政策」と名づけている(同書、上、131 ページ)。

3) 現代日本の労働時間

現代の日本では、工場労働での女工哀史的な酷い働かせ方はほとんど姿を消している。戦前の『職工事情』や『女工哀史』の時代には、いまでいえば中学生や小学生の年齢の少女が酷使されていたが、今では児童労働は一般に厳しく禁止されている。長時間過重労働と不衛生な居住環境とが重なって多発していた結核も、過労疾病としては過去のものとなっている。強制労働や人身売買の温床となった雇用契約における前借金(前貸金)の慣行も廃止された。それより何より、戦後、日本国憲法と労働基準法などの労働三法の施行によって、労働基本権が確立し、法定労働時間は 1 日 8 時間、1 週 48 時間となった。

それにもかかわらず、戦前に起源をもつ日本的な長時間労働はいまだに解消したとはいえない。5 年毎に実施される「社会生活基本調査」の最新データである 2011 年調査結果によると、男性正規労働者(「正規の職員・従業員」)の週平均労働時間は 53.1 時間であった。年間ベースでは 2761 時間にもなる(2016 年調査の労働時間に関する結果は 17 年 9 月発表予定)。これは「労働力調査」における 1950 年代後半の労働時間とほとんど変わらない。これから見て、日本の男性フルタイム労働者の長時間労働は、戦後一度たりとも解消することはなかったと言ってよい。週 53.1 時間を OECD のフルタイム労働者の週労働時間に関するデータと比較すると、日本の男性正規労働者は、年間ベースで、米英より約 500 時間、独仏より約 600 時間長く働いている。

しかし、これをもってしても日本の過労死職場の突出した長時間労働は説明できない。いくつかの実例を挙げよう。1980 年代末の作業長の過労死事件として知られる椿本精工(現ツバキ・ナカジマ)事件では、私が裁判に提出されたタームカードから確認した被災者である平岡悟の死亡前 1 年間の労働時間は 3663 時間、拘束時間は 4063 時間に上った。この間の休日日数はわずか 37 日であっただけでなく、1988 年 1 月 4 日から死亡までの 51 日間に限ると暦日の休日は 1 日もなかった。当時、この工場では昼夜 2 交替制で 24 時間フル操業が行われていた。午前も午後も 5 時~8 時のつなぎ残業は予備要員をおかずに前直の作業班の引き継ぎ残業で埋められていた。

1988 年に過労死したカルビーの要田和彦のケースでは、被災者は 1 日 14~15 時間におよぶ長時間の過密労働を、深夜出勤の I 直が 1 週間続いた後には深夜退勤の II 直が 1 週間続くというサイクルで繰り返していた。II 直は午前 5 時 15 分始業、午後 1 時 40 分終業となっていたが、定時の始業前の午前 3 時には工場に行き、作業の段取り、機械設備の点検などに従事し、定時の終業後も毎日 2 時間程度残業を行っていた。そのために帰宅は午後 4 時から 5 時になっていた。I 直は午後 1 時 35 分始業となっていたが、午後 10 時終業とな

っていたが、翌日の生産計画表の作成、社内研修会の準備、QC レポートの評価などにあたり、翌朝午前 2 時頃工場を出ていた。

比較的最近の例では、情報産業で SE としてソフトウェア開発に携わっていた西垣一哉（当時 27 歳）の過労死事件を紹介しておこう。彼は 2002 年 4 月に富士通 SSL（ソーシャルサイエンスラボラトリ）に入社し、地上デジタル放送関係プロジェクトへ配置された 2003 年 4 月頃から長時間労働が目立つようになり、うつ病を発症し、休職と復職を繰り返すなかで 2006 年 1 月、治療薬の過量服用により死亡した。業務が最も集中した時期の彼の 1 か月の実労働時間は、296 時間 57 分、残業時間は 128 時間 57 分、1 日当たりの平均労働時間は、11 時間 52 分に上った。この間には朝 9 時に出社して翌晩 10 時までつづく 37 時間連続勤務もあった。

居酒屋チェーン「和民」で起きた森美菜（当時 26 歳）の過労自殺事件でも、きわだっているのは異常な長時間労働である。彼女は、2008 年 4 月 1 日に入社し、2 ヶ月後の 6 月 12 日未明に過労自殺した。2 ヶ月間の時間外労働は合計で 227 時間と記録されている。彼女の父親が 2012 年 11 日に衆議院第一議院会館で開催された過労死防止法の制定を求める院内集会に寄せたメッセージによれば、彼女は、所定労働時間 8 時間、週休 2 日制と説明されて入社したが、実態は、営業時間が勤務時間と言われ、平日は午後 3 時から翌日の午前 3 時 30 分（拘束 12 時間 30 分）、週末は午後 3 時から翌朝 6 時まで（拘束 15 時間）の長時間労働を強制された。死亡直前の 1 ヶ月の時間外労働は 140 時間を越え、最高 7 日間に及ぶ連続深夜勤務、休日出勤、強制的なボランティア活動、過重なレポート書き、経営理念暗記テストなどを課せられ、十分な休憩、睡眠がとれず、疲労困憊の状態、正常な判断力を失って自殺した。よく知られているように、彼女の手帳には「からだが痛いです。からだがつらいです。気持ちが沈みます。早く動けません。どうか助けてください。誰か助けてください」というメモが残されていた。

2016 年 10 月 8 日の各紙は、過労死防止法にもとづく最初の白書の発表と、昨年のクリスマスに過労自殺した電通新入社員の労災認定を大きく報じた。被災者の高橋まつり（当時 24 歳）は、2015 年 3 月東京大学文学部を卒業し、同年 4 月 1 日、広告最大手、電通に入社した。入社研修後、6 月から自動車・火災保険のインターネット広告の担当になった。本採用になった 10 月 1 日からは、自動車・火災保険に加えて、証券会社の広告も担当するようになった。本採用になってからは、担当部署の人員が大幅に減らされたこともあって業務は多忙をきわめ、うつ病発症前 1 ヶ月にあたる 10 月 9 日から 11 月 7 日までの残業は、105 時間におよんだ。睡眠が 1 日 2 時間、1 週間で 10 時間しか寝ていないときもあった。上司から「君の残業時間は会社にとって無駄」、「髪がボサボサ、目が充血したまま出勤するな」、「女子力がない」などの言辞で人格を否定されるようなパワハラも受けていた。

電通では 1991 年に大嶋一郎（当時 24 歳）が過労自殺した事件があった。彼の死亡前の月平均残業時間は 147 時間にも上った。宴席で上司が革靴の中にビールを入れて、部下に飲ませるというパワハラもあった。電通青年過労自殺として知られるこの事件では、2000 年 3 月 24 日に最高裁が使用者の労働者に対する健康配慮義務を厳しく問う判決を出している。

その判決は、その後の過労死・過労自殺の労災認定と企業補償に関する司法判断のより

どころとなり、とくにそれまで置き去りにされてきた過労自殺の労災認定を前進させる契機となった。さらに、2014年に成立した過労死防止法に法理上の根拠を与えたのも電通青年過労自殺事件の最高裁判決であった。

この事件の特徴の一つは衝撃ともいえるような反響の大きさである。それはいまだに収まっていない。その理由は、若者の過労自殺をテーマにした過労死防止学会第3回大会の特別シンポジウムで弁護士の川人博氏が指摘したように、多くの若者が過労とストレスにさらされて、被災者と同じ世代だけでなく、親や祖父母も、子や孫のいまにも潰されそうな働かされ方に無関心でいることはできないからである。

最も近いところでは、新国立競技場の工事現場で働いていた一次下請の建設会社の男性新入社員（当時23歳）が極度の過重労働とストレスで過労自殺したことがニュースになった。彼は2017年3月に突然失踪し、4月15日に遺体が発見された。遺族の代理人をつとめる川人博弁護士によると、男性が亡くなったと推定される日までの約1ヶ月間の残業時間は約212時間にのぼった。

こういう異常なまでの長時間残業は、もちろん若者だけに起きていることではない。さきの第二電通事件が公表された直後、関西電力高浜原子力発電所で、再稼働審査対応業務に従事していた40代の男性課長職が2016年4月に過労自殺をして労災認定されたことが報道された。彼の時間外労働は、同年2月は200時間、死亡前の19日間は150時間に上っていた。

2. 資本主義における労働時間の規制と階級闘争

1) マルクスの考察から何を学ぶか

マルクスは『資本論』第1巻の「労働時間」の章で1833年から1864年までの工場立法の歴史を考察している。イギリスでは1833年の工場法から標準労働時間（normal working day）が始まった。同法は木綿工場、羊毛工場、亜麻工場および絹工場に適用された。これによって、(1)9歳未満の児童の使用を禁止する、(2)18歳未満の年少者の労働時間を1日12時間に制限する、13歳未満の児童の労働時間を1日8時間に制限する、(3)18歳未満の年少者と児童の夜間労働を禁止する、(4)児童労働者の教育を義務化する、(5)工場監督官制度を創設する、などの措置が実施された。この法律で任命された初代の工場監督官は4名であった。監督官には工場への立入権や規則制定権などの権限が与えられた。このあと、工場法は後退を交えて何度も改正されたが、なかでもよく知られているのは、成人男子の普通選挙権の確立と議員の財産資格規定の撤廃などを求めるチャーティスト運動の盛り上がり背景に、1847年に勝ち取られた10時間法である。この法律によって、47年7月1日から13歳から18歳までの少年とすべての女性労働者の労働時間が11時間に制限され、48年5月1日から10時間に制限された。成人男子は工場法による時間規制の外に置かれたが、マルクスが言うように、たいいていの生産過程では児童や年少者や女性の協力が不可欠だったので、青年男子工場労働者の労働時間も同じように制限されることになった。

マルクスは『資本論』第1巻公刊2年前の1865年に、国際労働者協会中央評議会で、ジョン・ウェストンの主張に反駁して、自らの理論の要点を平易に概説したうえで、結びの

「資本と労働との闘争とその結果」において次のように述べている。

「労働時間の制限についていえば、ほかのどの国でもそうだが、イギリスでも、法律の介入によらないでそれが決まったことは一度もなかった。その介入も、労働者（working men）が外部から絶え間なく圧力をくわえなかったならけしてなされなかったであろう。だがいずれにしても、その成果は、労働者と資本家とのあいだの私的な合意で得られるものではなかった。このように全般的な政治活動が必要であったということこそ、たんなる経済行動のうえでは資本のほうが強いということである」（『全集』第16巻、150ページ）。

労働時間の限界は、労働力の売買という商品交換の性質からは規定されない。資本家は、最大限の利潤を追求するために、労働力の買い手としての権利を盾に、労働時間の精神的最大限度だけでなく、肉体的な最大限度まで延長しようとする。それに対して、労働者は労働力の売り手としての権利を盾に、健康を確保するためにも、自分と家族の時間を確保するためにも、労働時間の無制限の延長に反対し、労働時間を可能な限り短縮しようとする。そこでマルクスは言う。「(買い手と売り手の) 同等な権利と権利とのあいだでは力がことを決する。こういうわけで、資本主義的生産の歴史では、労働時間の標準化は、労働時間の制限をめぐる闘争——総資本家すなわち資本家階級と、総労働者すなわち労働者階級とのあいだの闘争——として現われるのである」(s.249)。

労働者の側から言えば、政治的に決まる最低賃銀の引き上げを別とすれば、賃上げ闘争は、物価の変動や労働強度の増大などの先行する資本の経済活動の結果にたいする経済闘争である。これに対して時短闘争は政府と議会を動かし法律の介入を引き出す政治闘争である。

マルクスが考察したイギリスの工場立法の歴史を見ると、労働時間の延長と短縮をめぐる闘争における資本家階級からの圧力は組織的で系統的で狡猾であった。しかし、労働者階級の側からの圧力は、医師として労働者の利益を代弁した工場監督官の報告、ロバート・オーエンのような社会改良家や一部の開明的工場主の理解、チャーティスト運動の高揚、アメリカの南北戦争における北軍の勝利などに助けられたとはいえ、広く団結した運動とはいえ、分散的で散発的であった。それにもかかわらず、労働時間の規制をめぐる階級間の綱引きは、長期にわたって続いてきた。それゆえに、マルクスは工場法が始業や終業や休憩についてあれこれ定めていることに触れて、次のようにいう「こうしたこまごまとした規定は、けっして議会的思案の産物ではなかった。…それらの定式化や公認や国家による宣言は、長い期間にわたる階級闘争の結果だった」(s.299)。マルクスに言わせれば、そうしたこまごましたことを含めて、イギリスにおける1833年以降の法律による労働時間の強制的制限は、「長い期間にわたる資本家階級と労働者階級のあいだに多かれ少なかれ隠然と行われていた内乱の産物」(s.316)であった。

参考までにいえば、マルクスは「労働時間」章では、英語版で検索する限り、階級闘争（struggle of classes）という言葉が第6節で1度用いているだけであるが、1873年のドイツ語版「第2版後記」では、短い文章であるにもかかわらず、古典派経済学の性格づけに関連して4度、「階級闘争（class struggle）について明示的に語っている（ss.20~21）。それらの箇所から、『資本論』という標準労働時間の確定のための闘争とはいうまでもなく「資

本と労働とのあいだの階級闘争」であること、またマルクスは階級闘争には潜在的形態と公然たる形態、あるいは未発展な形態と発展した形態があると認識していたことを読み取ることができる。

労働時間の規制をめぐる資本と労働のあいだの闘争は現代ではどうなっているのだろうか。私は小著『働きすぎの時代』（岩波新書、2005年）において、1980年代以降、多くの国で労働時間の短縮の流れが鈍化するか逆転し、新しい働きすぎが広がっていることに注目した。労働時間の標準化から多様化に向かうこの流れは、1980年代以降の経済活動のグローバル化、情報化、サービス化、および雇用の非正規化を背景にしている。この流れはまた資本の巻き返しの政策イデオロギーである新自由主義の台頭と席捲によって後押しされることによって、労働時間の規制緩和に拍車をかけ、資本主義の本質に根ざす労働時間の延長と短縮をめぐる労資の対立と抗争を現代に再燃させずにはおかなかった。

2) 日本の労働基準法といわゆる 36 協定

第 2 次世界大戦が終わると、アメリカ軍の占領下で一連の民主化が始まり、1946 年 11 月 3 日に新憲法が公布された。それを受けて、労働改革が本格化し、47 年 4 月に労働基準法が制定された。労基法は、男女の別なく全産業を対象とする一般法として、国際水準の 1 日 8 時間、1 週 48 時間を定めた画期的な法律であった。

ほとんど知られていないが、1946 年の労働法制審議会小委員会で検討された労基法の草案は、法定労働時間を超える労働時間の延長の限度を、「1 日について 3 時間以内、1 週について 9 時間以内、1 年について 150 時間以内」と規定していた。この規定が実を結んでいたら、労基法の時間規制は現行よりはるかに実効性が担保されていたかもしれないが、残念ながらその後の審議会答申では退けられ、労基法に盛り込まれることはなかった。

こまかくいうと、制定時の労基法は第 32 条で、「使用者は、労働者に、休憩時間を除き 1 日について 8 時間、1 週について 48 時間を超えて労働させてはならない」と規定していた。しかし、その一方で、1 日 8 時間、週 48 時間を超える時間外労働の限度時間についての規定はなかった。そのうえ、使用者に特段の配慮をして、第 36 条で、「使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、ない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定を結び、行政官庁に届け出た場合は、労働時間または休日に関する規定にかかわらず、労働時間を延長し、または休日に労働させることができる」（一部省略）として、労働時間の規制を解除する規定を設けていた。この協定が労働時間を青天井にする制度として知られるいわゆる 36 協定である。この制度は、週 40 時間制に移行した現行の労基法でも基本的に変わっていない。

いうまでもないが、36 協定によって時間規制を解除する労基法の仕組みは、使用者の労働者に対する残業手当の支払い義務を免除するののではなく、時間外または休日に労働させた場合は、通常の賃金に加えて、通常の賃金の 25%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。36 協定を締結せずに時間外労働をさせることも、時間外労働に残業の賃金および割増賃金を支払わないことも、ともに違法である。しかし、実態から言うと、いわゆる名ばかり管理職や裁量労働制のルーズな運用や労働時間の抑制的な自主申告によって、時間外労働の一部または全部が支払われない「サービス残業」と呼ばれる賃銀不払

残業が蔓延している。

36 協定にもどれば、過労死が多発して青天井の三六協定が問題になるなかで、1998 年にいたって労働大臣の告示によって、時間外労働について 1 週 15 時間、1 か月 45 時間、1 年 360 時間などの限度時間が設けられた。しかし、これは指導基準の域を出るものではなく、法的強制力はない。そのうえ「予算・決算業務」「業務の繁忙」「納期の逼迫」「大規模なクレームへの対応」「機械のトラブルへの対応」などの特別の事由を付して、特別条項付き協定を結べば、上記の限度を超えて無制限に労働時間を延長できる。しかも、①工作物の建設等の事業、②自動車の運転の業務、③新技術・新商品等の研究開発の業務、④厚生労働省労働基準局長が指定する事業または業務は、上記の緩やかな指導基準の限度時間でさえ適用除外になっている。

3) 「働き方改革」と「労働時間の上限規制」

一定の年収以上のホワイトカラー労働者を対象に、使用者の残業代支払義務を免除する制度は、アメリカの先例から「ホワイトカラー・セグゼンプション」(ホワエグ)と呼ばれている。

この制度の導入については小泉内閣のもとで検討され、第 1 次安倍内閣のもとでいったんは法案骨子がまとまったが、「残業ただ働き法案」あるいは「過労死促進法案」と呼ばれて、労働界と世論の強い反対を受け、2007 年 1 月に「国民の理解が得られていない」という理由で導入が見送られた。

ところが、2012 年 12 月の総選挙で第二次安倍内閣が成立すると、再び、労働時間制度改革が日程に上り、2014 年 6 月から 15 年 1 月にかけて、「高度プロフェッショナル制度」(高プロ)の名でホワエグの創設案の焼き直し版がまとめられ、「企画業務型裁量労働制の営業職への拡大」を含んだ労基法改定案が、2015 年の通常国会に上程され、審議入りしないまま現在に至っている。

これにくわえて、昨年 9 月、安倍首相のもとに設置された「働き方改革実現会議」で、「時間外労働規制」の新設による 36 協定の見直しにわかに言い出され、本年 3 月には、安倍首相と神津連合会長と榊原日本経団会長の間の「政労使合意」にもとづいて「時間外労働規制」を軸とする働き方改革の「実行計画」が発表された。その内容は、過労死の防止と過重労働の解消を求める観点から見過ごせない危険を含んでいる。

「実行計画」は、時間外労働の限度を「原則として、月 45 時間、かつ、年 360 時間」としているものの、特別条項付き 36 協定を温存し、「臨時的な特別の事情がある場合」は、特例として年 720 時間(休日労働を含めれば 960 時間)以内、単月 100 時間未満、2～6 か月平均 80 時間以内の時間外労働を法認する制度設計になっている。

「実行計画」はまた残業を「月 100 時間未満」に抑えれば、過労死が防止できるかのような発想に立っている。しかし、現実には過労死は 100 時間未満の残業でも多発している。厚生労働省「過労死等の労災補償状況」の最近のデータによれば、100 時間未満の残業での脳・心臓疾患の労災支給決定件数は、全体の約半数を占めている。精神障害においては突然の出来事やパワハラなどによる極度の精神的負荷がある場合は、月 40 時間未満あるいは 20 時間未満の残業でも過労自殺が起きている。

他方「実行計画」は、1日および1週間について延長の上限を定めていないので、1日8時間、1週40時間の法定労働時間をすっかり形骸化し、たとえば1日10時間の残業（実働18時間）を10日続けるような、肉体的限界を超える超長時間労働をも法的には許容する制度設計になっている。さらに、「実行計画」は、過労死の多い建設事業や運転業務や研究開発業務などの、時間外労働の限度基準の適用除外業務の見直しを、医師の業務も加えて、少なくとも向こう5年間は先送りするものとしている。

このように見てくれば、いうところの「時間外労働規制」は新たな装いの労働時間の規制緩和であるといわなければならない。

3 時短闘争を置き去りにした日本の労働組合運動

現代日本の長時間労働は、労働基準法による時間規制が36協定によって解除され、労働時間の決定が労使の自主的な取り組みに任されてきた結果である。36協定は、協定の一方の当事者である労働組合が対抗力をもっていれば、無法な長時間労働に歯止めをかけることができるとも考えられる。しかし、この考えは事実的にも理論的にも間違っている。事実的には、日本の労働組合は、もともと時短闘争に消極的で、労働者の側も賃金の低さを残業代で補おうとして長時間残業を肯定する傾向が強かった。そのうえ、1989年の総評解散・連合発足を契機に、労働組合の企業主義的再編が進み、1991年のバブル崩壊後、日本経済が長期不況に入ると、それまで以上に時短や賃上げより雇用維持が優先されるようになり、春闘もすっかり沈静化して賃上げのためのストライキさえほとんどなくなった。そもそも理論的に考えても、企業内では労働者は使用者より弱い立場に置かれており、労働時間の決定が強制力をもつ法的規制によらずに、労使自治——個別企業の労使の話し合いと合意——に任される場合には、労働者は使用者に押し切られるのが常である。

戦後の労働運動の歴史において、労働組合が中心になった時短闘争によって、労基法その他の労働法の改正が勝ち取られたことは一度もなかった。時短闘争がまったくなかったというわけではい。戦前は、ILO第1号条約締結の翌年の1920（大正9）年のメーデー以降、8時間労働制を要求するスローガンが掲げられるようになり、鉄鋼や造船の一部には8時間制を受け入れる工場も現れた。しかし一般に大きな労働争議における要求は賃上げや解雇反対が中心で、時短の課題が正面に掲げられることはほとんどなかった。戦後の1950年代から60年代前半にかけては、労働組合は今日に比べればまだしも時短の課題を重視していた。1958年の中央メーデーでは、賃上げの要求とともに、時短とILO条約批准の要求が掲げられた。総評は1962年度の運動方針において、「ヨーロッパ並みの週40時間労働を要求してたたかう。……36協定など尻抜け条文をみとめない法改定闘争を全労働者の統一闘争として発展させる」と呼びかけた。それを受けて、1963年の春闘では、「大幅賃上げ」と「時間短縮」が合い言葉になった。しかし、結局はスローガン倒れにおわり、時短闘争で実力行使が組まれることはなかった。

70年の労基法の歴史のなかでもっとも一つの節目をなしているのは1987年の労基法改正である。これによって週48時間制から40時間制に移行した。しかし、このときも労働組合は、主導的役割を果たしたのではなく、1986年の中曽根内閣のもとでの前川レポート

に示されているように、折からの日米経済摩擦の外圧に押されて内需拡大と余暇拡大を言い始めた政府のあとをついて行ったにすぎない。1988年には、竹下内閣が経済運営の政策目標として週40時間を年間労働時間に言い換えて、「年間1800労働時間の実現」を掲げた。この計画も、前川レポートに言う「国際協調のための経済構造調整」の外圧と、バブル経済下の残業増を背景に高まった時短を求める国内世論に押され結果であって、労働組合の圧力によるものではなかった。

最大の眼目である40時間制への移行はどうなったか。結果からいえば、週休2日制が不完全ながら普及することによって、週休日が増えたことは事実であるが、その反面で、平日の労働時間が増加し、男性フルタイム労働者でみれば平日と土日を合わせた週労働時間はわずかとはいえ延長されさえした。男性正社員は、平均で見ても、依然として1日10時間、1週50時間働かされている。

『資本論』にも出てくるように、資本は譲歩することはあってもただでは転ばない。労働時間において資本が受け入れる前進的措置はしばしば後退的措置とセットになっている。1987年の労基法改定では週40時間制への移行と引き替えに、法定労働時間の規定は、「1日8時間、1週48時間」から「1週40時間、1日8時間」に変わり、1日8時間は1週40時間の割り振りの基準に落とされた。その狙いは、1日8時間の規制を緩和し、変形労働時間制を拡大することにあった。人間の生活時間は24時間の自然日を周期としている。そうであれば、労働時間の規制は1日の規制を基準にしなければならない。にもかかわらず、肝心の1日の規制が緩められたのである。なお、このときの労基法改定では、裁量労働制も導入され、それを契機に労働時間の規制緩和に勢いがついた。

また1997年の男女雇用機会均等法の改定では、募集、採用、配置、昇進における女性差別の規制が努力規定から禁止規定になったという前進があった反面で、1日2時間、1週6時間、1年150時間までという女性の残業規制が撤廃された。真の男女平等を期するなら、女性の残業規制を撤廃するのではなく、男性にも同じ残業規制を適用すべきであったが、女性を男並みに過労死するほど働かせる方向に突き進んだ。

ところで「年間1800時間計画」が打ち出された1988年は、過労死110番の全国ネットがスタートした年であった。過労死の労災認定を支援する弁護士グループが開設したホットラインに電話相談が殺到する様子が大きく報道されたのを契機に、「過労死」という言葉が日本人の働き方を象徴する用語として広く知れ渡るようになった。その後も、過労死が多発する状況が続いてきたが、政府・厚生労働省は、過重労働対策のための指針や要綱を打ち出すことにとどまっていて、過労死防止のために特別の施策を講ずることはなかった。

そういうなかで、過労死110番結成20周年の2008年頃から弁護士グループのあいだで「過労死防止基本法の制定」が課題に上り、2011年11月に「全国過労死を考える家族の会」や「過労死弁護団全国連絡会議」が中心になって、「過労死防止基本法制定全国実行委員会」が結成され、100万人署名や議員要請に取り組んできた。その結果、超党派の議員立法により2014年6月に「過労死等防止対策推進法」（略称＝過労死防止法）が全会一致で成立し、同年11月に施行された。また、2015年7月には、「過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ」という副題をもつ過労死等防止対策「大綱」が閣議決定された。

この法律と大綱によって、国の責任で過労死の調査研究が行われるようになるとともに、過労死防止を目的に毎年11月を中心に全国各地で啓発シンポジウムが開催され、年間を通じて弁護士や過労死遺家族による中学・高校・大学等での過労死防止とワークルールに関する啓発授業が実施されている。

過労死110番に連動した過労死防止運動は、司法を動かして、過労死・過労自殺の労災認定基準の厚い壁を乗り越え、行政の認定基準を一步一步着実に変えさせてきた。この運動は、「命より大切な仕事って何ですか」と問いかけ、政府や労働省に過労死が日本の深刻な社会問題であることを認めさせた。当初は過労死の存在さえ認めなかった政府も、「過労死」について公的な文書のなかで括弧付きで語るようになり、過労死防止法制定後は、従来の過重労働対策と合わせて、年間約9億円の予算を組んで、過労死の調査研究、相談体制の整備、啓発事業、および民間団体への支援に乗り出している。

すでに述べたように、労働組合は少数の例外を除けば、組合として労災認定の支援に取り組むことに消極的であった。組合員であった過労死被災者の遺家族が労災請求について相談しても、組合は過労死を私傷病とおなじような個人の受難とみなして、協力すしないことが多かった。もし、労働組合が長時間労働の解消と過労死防止の課題に積極的に取り組んでいたら、過労死問題がいまほど深刻ななることはなく、過労死弁護団や過労死家族の会がいまほど社会的影響力をもつ市民団体になることもなかったであろう。また、過労死防止法という法律を制定する必要もなかったかもしれない。その意味で、弁護士や過労死家族を中心とした過労死防止運動は、労働時間の制限と短縮に消極的な労働組合を代位補充する役割を果たしてきたと言ってよい。

4. 結びにかえて

マルクスは、『資本論』第1巻第7章「剰余価値率」において、「価値一般の認識のためには、価値を単なる労働時間の凝結として、単に対象化された労働として把握することが、決定的であるように、剰余価値の認識のためには、それを単なる剰余労働時間の凝結として、単に対象化された剰余労働として、把握することが決定的である」と述べている。いわゆる原理論で扱われるにこうした抽象的な論理次元での労働時間概念については、価値論と剰余価値論に関連して、多くの論争が交わされてきた。

しかし、「労働時間」の章で扱われる労働時間は、人間労働力の単なる支出としての、その時間的継続としての労働時間とは次元を異にしている。マルクスが24時間の「自然日」に対応してわざわざ「労働日」という概念を用いた理由もこの点にある。それゆえに、労働時間章の労働時間は、24時間の自然日に規定された生身の人間の生活時間の一部としての、人間の根源的生命活動としての労働時間であることが強調されなければならない。生身の人間の労働時間は、24時間の生活時間のなかの、労働時間以外の家事時間や生活必需時間（食事・排泄・身繕い・睡眠など）や自由時間と切り離して論ずることはできない。

マルクスは、自由時間を「精神的および社会的な諸欲求を充足するための時間」あるいは、「人間的教養のための、精神的発達のための、社会的役割を遂行するための、社会的交流のための、肉体的および精神的生命力の自由な活動のための時間」(s.280)ととらえてい

る。だからこそマルクスは『賃銀、価格および利潤』で、「時間は人間の発達場である。思うままに処分しうる時間（disposable time）をもたない人間，睡眠や食事などをとる純然たる中断時間は別として，その全生涯が資本家のための労働にすいとられている人間は，駄獣にも劣る」（全集第 16 巻，145 ページ）と書いているのである。

また、国際労働者協会暫定評議会に宛てて、「労働時間の制限は、それなしにはいっそう進んだ改善や解放の試みがすべて失敗に終わらざるをえない先決条件である。それは労働者階級……の健康と体力を回復するためにも、また労働者階級に知的発達をとげ、社交や社会的・政治的活動にたずさわる可能性を保障するためにも、ぜひとも必要である。……われわれは 8 時間労働を 1 日の労働時間の法定の限度として提案する」（全集第 16 巻，191 ページ）と指示している。さらに「労働時間」章の結び近くでは、この後段部分を、1866 年の自らが起草した国際労働者大会の決議から引用している（s.319）。労働時間の制限と自由時間の確保に関するこうした把握と切り離して、マルクスの労働時間の概念を理解することはできない。

ところが、日本の伝統的な資本論入門は、河上肇の『資本論入門』を例外とすれば、マルクスが労働時間を扱った『資本論』第 1 巻第 8 章「労働時間」や、第 13 章「機械と大工業」にしかるべき理論的位置づけを与えてこなかった。来年、創立 50 周年を迎える基礎経済科学研究所は、当初から、取っつきやすさと理論的重要性との両面から、労働時間と工場法に関する考察を重視する『資本論』の読み方を推奨してきた。それは始めから終わりまで系統的に読むことを勧めるローゼンベルグ『資本論註解』から見れば邪道かもしれないが、ローゼンベルグのように第 8 章の労働時間に関する考察をもっぱら歴史的記述と見なすと、所有の経済学に対する労働の経済学としての『資本論』の精髓が見失われる心配がある。

『資本論』の入門書や解説書にかぎらず、マルクス経済学をベースにした経済原論や経済学の基礎理論の教科書でも、労働時間に関する記述は多くはない。これに関連して再考すべきは、戦後、労働組合が次第に弱体化し、ストライキが大幅に減少してくるなかで、原論であれ、日本経済論であれ、現代資本主義論であれ、マルクス経済学の文献では、階級闘争について語られることがほとんどなくなってきたことである。それを振り返るとき、私たちはあらためて、労働時間は資本と労働の階級闘争の焦点であること、階級闘争はあからさまな勇ましい形態をとる場合だけでなく、表には現れない敗北的な形態を取る場合も、経済学と社会科学の中心テーマの一つであることを『資本論』から学び直さなければならない。最後に私自身の研究の反省を込めてこのことを強調しておきたい。

<参考文献>

内海義夫(1959)『労働時間の歴史』大月書店.

河上肇(1965)『資本論入門』(『河上肇著作集』第 5 巻、筑摩書房、1965 年)、原本は 1929 年.

中山和久(1983)『ILO 条約と日本』岩波新書.

- 西谷敏(2011)『人権としてのディーセント・ワーク——働きがいのある人間らしい仕事』旬報社.
- 農商務省・犬丸義一校訂(1998)『職工事情』岩波文庫、上・中・下、原本 1903 年.
- 野見山眞之(1989)『労働時間——その動向と課題』労働基準調査会.
- デヴィッド・ハーヴェイ(2011)『〈資本論〉入門』森田成也・中村好孝訳、作品社、2011 年
- 藤本武(1963)『労働時間』岩波新書、1963 年、
- 細井和喜蔵(1980)『女工哀史』岩波文庫、原本 1925 年
- 松本岩吉(1981)『労働基準法が世に出るまで』労務行政研究所.
- 森岡孝二(2005)『働きすぎの時代』岩波新書.
- 森岡孝二(2010)『強欲資本主義の時代とその終焉』桜井書店.
- 森岡孝二(2011)「労働時間の二重構造と二極分化」『大原社会問題研究所雑誌』第 627 号、1 月.
- 森岡孝二(2013)「企業社会論の分析枠組を問い直す」『経済科学通信』第 131 号、4 月.
- 森岡孝二(2013)『過労死は何を告発しているか——現代日本の企業と労働』岩波現代文庫.
- 森岡孝二(2015)『雇用身分社会』岩波新書.
- 森岡孝二(2016)「過労死から見た日本の労働時間改革と『働き方改革』」『月刊全労連』12 月
- 森岡孝二(2016)「労働時間の決定における労使自治と法的規制」『日本労働研究雑誌』12 月
- 森岡孝二(2017)「『資本論』と現代の労働——いまマルクスの労働時間論をどう読むか」『季刊 経済理論』
第 53 巻第 4 号、1 月
- 森岡孝二(2017)「いまこそ長時間労働の削減を——『働き方改革』の真偽を問う」前衛、3 月.
- デ・イ・ローゼンベルグ(1962)『資本論註解』青木書店、副島種典・宇高基輔訳、初訳の直井武夫訳は
1931 年.

山本勲・黒田祥子(2014)『労働時間の経済分析－超高齢社会の働き方を展望する』日本経済新聞出版社.